

# 第72期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

連結計算書類に係る会計監査報告

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

計算書類に係る会計監査報告

監査等委員会の監査報告

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

## 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ  
② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### ③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

## 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ.法令、社会規範、企業倫理等の遵守・尊重に関する基本方針・行動規範である『藤井産業グループ行動指針』を策定し、当社及び子会社の取締役及び執行役員並びに使用人に周知徹底します。さらに、より高いレベルで理解を深めるため、『藤井産業グループ行動指針』ハンドブックを作成し、当社及び子会社の取締役を含めた全使用人に配布し継続的な啓蒙を図ります。

ロ.コンプライアンス委員会を設置し、当社及び子会社における法令、定款及び社内規程の遵守状況等の確認とコンプライアンス上の重要な事項の審議及び改善策を検討し、その結果を取締役に報告します。

ハ.通報者に不利益が及ばない内部通報窓口を業務部門から独立した監査部に設置し、法令違反、コンプライアンス上問題のある事象等について直接情報を通知する手段を設けます。内部通報制度に関する規程を定め、透明性を確保し的確な対処ができる体制とします。

ニ.業務執行部門から独立した監査部が、内部監査規程に従い当社及び子会社の内部監査を実施します。

### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ.文書(電磁的記録を含む。)の保存・管理についての文書規程に基づき、文書管理の責任及び権限並びに文書の保存期間・管理方法を定め、必要に応じて閲覧可能な状態を維持します。

ロ.情報セキュリティポリシー、電子情報セキュリティ管理規程に従い、電子情報の保護、管理、活用を図るとともに、情報セキュリティ委員会を設置し、適切なセキュリティを確立・維持します。

ハ.情報システム管理についてのマニュアルを策定し、情報システムを安全に管理・維持します。

### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ.代表取締役社長は、リスク管理統括責任者を任命し、各取締役とともにリスクを体系的に管理するとともに、当社及び子会社の横断的なリスク管理体制を整えます。
- ロ.既存の業務に関する規程・与信限度管理規程・内部者取引管理規程などに加え必要なリスク管理規程を制定します。
- ハ.不測な事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、迅速かつ適切に対応することにより損失及び被害を最小限にとどめる体制を整えます。

### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ.取締役の職務執行については、組織規程、業務分掌・職務権限規程において定められた、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きを遵守し、効率的に職務執行を行います。
- ロ.取締役会規則等により、権限及び決定ルールを明確にし、毎月一回以上開催される取締役会において法令で定められた事項や経営上の重要事項について意思決定するとともに、各々の取締役の職務執行状況を報告し、意見交換を実施します。
- ハ.経営会議規程に基づき経営会議において取締役会付議事項を立案審議し、取締役会においての意思決定に十分な情報を提供します。

### ⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ.『藤井産業グループ行動指針』を当社及び子会社の行動規範とし、これに基づき子会社において必要な諸規定を整備することにより、当社及び子会社の内部統制システムを構築します。
- ロ.関係会社管理規程に基づき、子会社は、業績、財務状況、その他重要な事項について、当社への月次報告を行います。また、当社代表取締役社長と子会社ごとにその取締役が出席する情報交換会を定期的を開催し、職務の執行状況等の報告を受ける体制を確保し、情報の共有化を図ります。
- ハ.当社監査部による子会社に対する監査を定期的を実施します。

### ⑥当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- 監査等委員より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合には、監査等委員と協議のうえ当社の使用人から補助者を人選し任命します。

- ⑦前号の使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性確保に関する事項
- イ.当該使用人の人事異動及び人事考課については、常勤監査等委員と事前に協議を行い、監査等委員会の同意を得たうえで決定します。
  - ロ.当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員に係る業務を優先して従事するものとし、監査等委員の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底します。
- ⑧監査等委員会への報告に関する体制
- イ.監査等委員は取締役会等の重要な会議に出席することができ、職務の執行状況などについて必要に応じて報告を受けます。
  - ロ.当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項等を速やかに適切な方法により監査等委員会に報告します。
  - ハ.監査部は、内部監査の結果を適時、適切な方法により監査等委員会に報告します。
  - ニ.内部通報窓口への通報内容が監査等委員会の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査等委員会への通報を希望する場合は速やかに監査等委員会に通知します。
- ⑨前号を報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底します。
- ⑩当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について、独自の外部専門家(弁護士、会計士等)を活用するための費用の支出を求めた場合、当社は当該監査等委員の職務の執行に必要であると認めるときは、その費用を負担します。

- ⑪その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ.代表取締役社長は、監査等委員会と定期的な会合を開催します。
  - ロ.監査部と常勤監査等委員は、連携して監査を行います。
  - ハ.監査等委員会は、会計監査人、監査部と適宜情報・意見交換等を行うとともに、定期的な会合を開催し、緊密な連携を図ります。
  - ニ.当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会又は補助使用人から業務執行に関する事項についての報告及び関係書類の提出を求められた場合には速やかに適切に対応します。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

### ①コンプライアンスに関する取組みの状況

当社は、社員に対して入社時にコンプライアンス研修を実施しております。入社後はハラスメント防止、個人情報、機密情報管理等に関する研修を実施するなど、各種コンプライアンス研修を適宜実施しております。また、各事業所において『藤井産業グループ行動指針』ハンドブックを朝礼等にて読み合わせを行い、社員への浸透を図っております。

### ②職務執行に係る効率性の確保及び情報の保存に関する取組みの状況

当事業年度において、取締役会は、取締役9名で構成され、社外監査等委員3名を含む監査等委員4名も出席しております。取締役会は13回開催しており、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。また、電子情報セキュリティ管理規程に基づき適切な情報セキュリティを維持しております。

### ③損失の危険の管理に関する取組みの状況

当社は、リスク回避及びリスク軽減に努めるため、リスク管理統括責任者が、当社及び子会社のリスク管理を行い与信限度管理規程ほかの管理規程を遵守し実行しております。

### ④当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組みの状況

当社子会社の経営管理につきましては、当社のコーポレート本部にて子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、関係会社管理規程に基づき業績、財務状況等の重要事項の月次報告を受けております。また、監査部による定期的な子会社監査を実施しております。

### ⑤監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保に関する取組みの状況

当事業年度において、監査等委員会は、社外監査等委員3名を含む監査等委員4名で構成され、監査等委員会は16回開催しており、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2025年4月1日残高	1,883	2,075	33,686	△970	36,675
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△1,312	-	△1,312
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	4,854	-	4,854
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	3,542	-	3,542
2026年3月31日残高	1,883	2,075	37,228	△970	40,217

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2025年4月1日残高	911	68	980	2,423	40,078
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	△1,312
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	-	4,854
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	426	37	464	256	720
連結会計年度中の変動額合計	426	37	464	256	4,262
2026年3月31日残高	1,338	106	1,444	2,679	44,341

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

8社

(連結子会社名)

コマツ栃木(株)、藤和コンクリート圧送(株)、タロトデンキ(株)、(株)サンユウ、(株)日本切削工業、合同会社帯広ソーラーパーク、(株)コアミ計測機、ショーエイ(株)

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数

1社

(関連会社名)

栃木小松フォークリフト(株)

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる子会社はありません。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によりしております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によりしております。

##### ロ. 通常の販売目的で保有する棚卸資産

・商品、原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によりしております。

・未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によりしております。

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く） 主に定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びに再生可能エネルギー発電事業資産（機械装置）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	2～17年
工具、器具及び備品	2～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ニ. 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末仕掛工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見込額を計上しております。

ホ. 役員退職慰労引当金

連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### ④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

##### イ. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

##### ロ. 収益及び費用の計上基準

商品の販売に係る収益については、商品の出荷時点で収益を認識しております。商品の出荷時点と引渡時点に重要な相違がないため、出荷した時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。

請負工事に係る収益は、一定の期間にわたり顧客との請負契約に基づき資産を建設・製造し引き渡す履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。



## 5. 連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 105,856百万円

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	10,010千株	－千株	－千株	10,010千株

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,553千株	－千株	－千株	1,553千株

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

##### イ. 2025年6月26日開催の第71期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 889百万円
- ・ 1株当たり配当額 105円
- ・ 基準日 2025年3月31日
- ・ 効力発生日 2025年6月27日

##### ロ. 2025年11月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 423百万円
- ・ 1株当たり配当額 50円
- ・ 基準日 2025年9月30日
- ・ 効力発生日 2025年11月28日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの 2026年6月25日開催の第72期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 931百万円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 110円
- ・ 基準日 2026年3月31日
- ・ 効力発生日 2026年6月26日

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは設備投資計画及び毎月の資金繰りに照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。余資については流動性の高い金融資産で適宜運用し、短期的な運転資金は銀行借入によって調達しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクと直結しております。当社グループは、顧客毎に与信枠を設け、毎月及び随時に信用状態について検討をしております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する取引先の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。借入金は設備投資及び運転資金として調達しており、金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク体制

##### イ.信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信限度管理規程に従い営業債権及び貸付金についてコーポレート本部と各カンパニーの管理担当部署が主要取引先の状況を定期的にモニタリングするとともに、債権保証会社の積極的な利用により、回収懸念の軽減を行っております。連結子会社についても、当社の与信限度管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

##### ロ.市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外国取引がほとんど無いために為替の変動リスクは僅少であります。また、投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ハ.資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社コーポレート本部は、各部署及び各連結子会社との定期的な資金会議を開催し、毎月の資金繰りを検討管理しております。なお、各金融機関と良好な取引関係を維持し十分な資金調達枠を確保しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合に合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込むため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価額のない株式等は、次表には含めておりません（(注1)参照）。また、現金は、注記を省略しており、短期間で決済される金融資産および金融負債は時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
①投資有価証券	3,234	3,234	－
資産計	3,234	3,234	－
②リース債務※	(908)	(908)	－
負債計	(908)	(908)	－

※ 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,129百万円）は、市場価格がないため、「①投資有価証券」には含めておりません。

(注2) リース債務の連結決算日後の返済予定額

(百万円)

区分	1 年 以 内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内
リース債務	113	89	93	55	44
合 計	113	89	93	55	44

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	3,234	—	—	3,234

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産	—	25,725	—	25,725
支払手形及び買掛金	—	15,276	—	15,276
リース債務	—	908	—	908

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形、売掛金及び契約資産

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権毎に、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元金利の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	マテリアル イノベーションズ カンパニー	インフラ ソリューションズ カンパニー	コマツ栃木	計		
売上高						
北関東エリア	40,838	23,056	6,490	70,385	1,483	71,869
首都圏エリア	17,069	9,784	－	26,853	－	26,853
東北エリア	1,475	3,074	－	4,549	－	4,549
その他	－	2,546	－	2,546	38	2,584
顧客との契約から生じる収益	59,382	38,461	6,490	104,335	1,521	105,856
外部顧客への売上高	59,382	38,461	6,490	104,335	1,521	105,856

- (注) 1 北関東エリアは、茨城県、栃木県、群馬県における売上高であります。  
 2 首都圏エリアは、埼玉県、東京都、千葉県における売上高であります。  
 3 東北エリアは、宮城県、福島県における売上高であります。  
 4 その他は、上記エリア以外における売上高であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ④その他連結計算書類作成のための重要な事項 ロ. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

- ① 契約資産及び契約負債の残高等  
 契約資産 4,006百万円  
 契約負債 3,139百万円  
 ② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点における未充足の履行義務は8,435百万円であります。当該履行義務は請負工事及び太陽光保守等に関するものであり、期末日後1年以内に97.5%、残り2.5%が1年超にて収益として認識されると見込んでおります。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	4,926円60銭
(2) 1株当たり当期純利益	574円06銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(会社分割による持株会社体制への移行)

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、2026年4月1日付けで設立した当社100%子会社である藤井産業マテリアルイノベーション株式会社及び藤井産業インフラソリューション株式会社（以下「承継会社」という。）と2026年10月1日（予定）を効力発生日とする吸収分割契約（以下、「本吸収分割」という。）を締結することを決議いたしました。

なお、本吸収分割については、2026年6月25日開催予定の定時株主総会による承認が得られることを条件として実施いたします。

### (1) 持株会社体制への移行の背景と目的

当社グループは、企業理念である「常に時代に対応し、新たな価値を創造しつづける企業グループ」を目指し、電設資材・制御機器の卸売から総合建築、設備・プラント、情報インフラ施工、加えて再生可能エネルギー発電事業等幅広い事業を展開しております。当社は2023年8月に創業140周年を迎えましたが、事業環境の急速な変化や事業内容の多様化へ対応するため、これまで続いた事業部制から事業運営体制の刷新を検討しており、その第一段階として2022年4月より社内カンパニー制を導入いたしました。権限の委譲と責任を明確化し、事業特性に応じたフレキシブルな体制の構築を可能としたことで、自律的成長を促し、事業間シナジーの最大化、コスト構造の最適化を目指すものであります。これにより現状、一定以上の効果がみられており、この流れをさらに強化すべく持株会社体制に移行することといたしました。

持株会社体制への移行により、持株会社はグループ経営機能に特化し、各事業会社は環境の変化に対応し、事業特性に応じたより機動的な事業展開を行うことにより、当社グループの更なる企業価値向上を目指してまいります。

### (2) 持株会社体制への移行の要旨

#### ①本吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会	2026年5月15日
吸収分割契約締結	2026年5月15日
吸収分割契約承認株主総会	2026年6月25日（予定）
吸収分割の効力発生日	2026年10月1日（予定）

※承継会社において、本吸収分割は、いずれも会社法第796条第1項に規定される略式分割に該当するため、株主総会の承認を得ることなく行います。

## ②本吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の完全子会社である承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。また、当社は持株会社として引き続き上場を維持いたします。

## ③本吸収分割に係る割り当ての内容

当社は承継会社の発行済株式の全部を所有していることから、本吸収分割に際して、承継会社から当社に対し、承継対象権利義務に代わる金銭等の交付を行う予定はありません。

## ④本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

## ⑤本吸収分割により増減する資本金

本吸収分割に伴う当社の資本金の増減はありません。

## ⑥承継会社が承継する権利義務

承継会社は当社から、本吸収分割契約の定めに従い、効力発生日における承継事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継いたします。なお、承継会社が当社から承継する債務につきましては、重畳的債務引受の方法によるものといたします。

## ⑦債務履行の見込み

当社は、本吸収分割後に予想される当社及び承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討した結果、当社及び承継会社においては、本吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること及び事業活動においても負担する債務の履行に支障を及ぼすような重大な変動を生じる事態の発生は現在のところ予測されていないことから、債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

## (3) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

## 11. その他の注記

記載金額は百万円単位を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

藤井産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
さいたま事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 彰 夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 酒井 博 康

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、藤井産業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、藤井産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>46,757</b>	<b>流動負債</b>	<b>20,727</b>
現金及び預金	16,196	支払掛手形	389
受取手形	4,937	買掛金	13,114
売掛資産	15,408	未払費用	373
契約資産	3,991	未払法人税等	259
商品	3,058	未払法入負	1,200
工事支出金	1,328	前払約受人	3,066
前払費用	49	前受り金	2
短期貸付金	246	前預り金	1,010
そ の 他 の 金	1,602	賞与引当金	1,138
倒引当金	△61	役員賞与引当金	128
<b>固定資産</b>	<b>11,612</b>	工事引当金	8
<b>有形固定資産</b>	<b>7,366</b>	退職給付引当金	36
建物	3,211	退職給付引当金	1,939
構築物	362	退職給付引当金	939
機械及び装置	539	退職給付引当金	133
車両運搬具	11	長期未払債権	150
器具及び備品	138	長期未払債権	676
土地	2,501	その 他 の 債 権	40
リース資産	601	<b>負債合計</b>	<b>22,667</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>77</b>	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	55	株主資本	35,030
その 他 の 債 権	21	資本金	1,883
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,168</b>	資本剰余金	2,065
投資有価証券	1,593	資本準備金	2,065
関係会社株	1,058	利益剰余金	32,030
出資	30	利益準備金	174
従業員長期貸付金	7	その他利益剰余金	31,855
破産更生債権	76	別途積立金	6,100
長期前払費用	23	繰越利益剰余金	25,755
繰延税金資産	577	<b>自己株式</b>	<b>△948</b>
差入保証金	256	評価・換算差額等	672
そ の 他 の 債 権	647	その他有価証券評価差額金	672
倒引当金	△102	<b>純資産合計</b>	<b>35,702</b>
<b>資産合計</b>	<b>58,369</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>58,369</b>

# 損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		97,226
売上原価	利益		82,121
販売費及び一般管理費	営業利益		15,104
営業外収益	営業利益		9,840
受取配当金	受取配当金	13	
受取配当金	受取配当金	190	
受取配当金	受取配当金	349	
受取配当金	受取配当金	57	
受取配当金	受取配当金	13	
受取配当金	受取配当金	99	724
営業外費用	営業外費用		
支払貸借利息費用	支払貸借利息費用	38	
支払貸借利息費用	支払貸借利息費用	35	
支払貸借利息費用	支払貸借利息費用	8	
支払貸借利息費用	支払貸借利息費用	6	89
特別利益	特別利益		5,898
国庫補助金等受贈益	国庫補助金等受贈益	148	
投資有価証券売却益	投資有価証券売却益	165	313
特別損失	特別損失		
固定資産除却損	固定資産除却損	12	
固定資産圧縮損	固定資産圧縮損	148	160
税引前当期純利益	税引前当期純利益		6,051
法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税	1,880	
法人税等調整額	法人税等調整額	△88	1,792
当期純利益	当期純利益		4,258

## 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
2025年4月1日残高	1,883	2,065	174	6,100	22,809	△948	32,083
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	△1,312	－	△1,312
当期純利益	－	－	－	－	4,258	－	4,258
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	2,946	－	2,946
2026年3月31日残高	1,883	2,065	174	6,100	25,755	△948	35,030

	評価・換算 差 額 等	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
2025年4月1日残高	430	32,514
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	－	△1,312
当期純利益	－	4,258
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	241	241
事業年度中の変動額合計	241	3,188
2026年3月31日残高	672	35,702

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関係会社株式 移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

### (2) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・未成工事支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

### (3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） 主に定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びに再生可能エネルギー発電事業資産（機械装置）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 3～47年

構築物 7～50年

機械装置 7～17年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用 定額法によっております。

#### (4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当期末仕掛工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見込額を計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末の退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を費用処理しております。
- 数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生翌期より費用処理しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金 2023年6月28日開催の第69期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給が決議されました。これに伴い役員退職慰労引当金を全額取崩し、打切り支給額の未払い分を固定負債の長期未払金に計上しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

商品の販売に係る収益については、商品の出荷時点で収益を認識しております。商品の出荷時点と引渡時点で重要な相違がないため、出荷した時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。

請負工事に係る収益は、一定の期間にわたり顧客との請負契約に基づき資産を建設・製造し引き渡す履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。

#### (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### 損益計算書

前事業年度において区分掲記しておりました「業務受託料」(当事業年度0百万円)については、金額が僅少となったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### 収益認識会計基準による収益の見積り

一定の要件を満たす特定の工事契約のうち、進捗度を合理的に測定できる場合には、当該進捗度に応じて収益を計上しております。進捗度は、当事業年度末までの発生原価を工事完了までの見積工事原価総額と比較することにより測定しております。工事完了までの見積工事原価総額については、工期が長期かつ受注金額が多額になり、工数及び下請業者が増加し工事の進捗管理が難しい場合もあります。このような場合、想定外の工事内容の変更が発生する可能性もあるため、工事原価総額の見積りが複雑になり、下請け業者の進捗管理及び想定外の工事内容変更等によって、進捗度の測定の前提となる工事原価の見積りは不確実性を伴います。このため、工事原価総額の見積りに変更が生じた場合は、翌事業年度の完成工事高に影響を与える可能性があります。

当事業年度計上額            22,533百万円

## 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 国庫補助金等により有形固定資産の取得原価から控除している圧縮記帳額

建物	184百万円
機械及び装置	89百万円
土地	17百万円
計	291百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額            4,840百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務

① 短期金銭債権	314百万円
② 短期金銭債務	622百万円

(4) 取締役に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債務	150 百万円
------	---------

(注) 取締役に対する金銭債務は、将来の退任時に支給する退職慰労金に係る債務であります。

## 5. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

① 売上高	797百万円
② 仕入高等	102百万円
③ 営業取引以外の取引高	188百万円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	1,542千株	－千株	－千株	1,542千株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	294百万円
賞与引当金	357百万円
長期未払金	47百万円
貸倒引当金	51百万円
減損損失	65百万円
投資有価証券評価損	1百万円
未払事業税	67百万円
匿名組合解約損	38百万円
その他	145百万円
繰延税金資産小計	1,070百万円
評価性引当額	△159百万円
繰延税金資産合計	910百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△303百万円
その他	△29百万円
繰延税金負債合計	△332百万円
繰延税金資産の純額	577百万円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目
子会社	合同会社帯広 ソーラーパーク	栃木県 宇都宮市	0	太陽光発電	100.0	役員の兼任 資金の貸付	資金の回収 利息の受取 (注)	700	貸付金

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等  
資金の貸付は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

### (2) 役員及び個人主要株主等 該当事項はありません。

## 9. 重要な後発事象

(会社分割による持株会社体制への移行)

連結計算書類「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 10. 収益認識に関する注記

- ・収益を理解するための基礎となる情報  
連結注記表と同一であります。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 4,216円41銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 502円96銭   |

## 12. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

藤井産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
さいたま事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 木村 彰 夫  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 酒井 博 康

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、藤井産業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月28日

藤井産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 谷 澤 茂 ㊟

監査等委員 竹 澤 一 郎 ㊟

監査等委員 入 江 淳 子 ㊟

監査等委員 小 野 訓 啓 ㊟

(注) 監査等委員竹澤一郎、入江淳子及び小野訓啓は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上